

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和4年5月31日

奈良県知事 荒井 正吾

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託事業

(2) 委託業務の内容等

地域医療構想実現に向けて、患者の受療動向や医療機能の実態を適切に把握し、医療機能分化・連携や在宅医療関係施策等の検討に資する分析資料の作成。

詳細は「令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約日から令和5年3月22日（水）まで

(4) 委託上限金額

6,609,600円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税は10%とする。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）と、医療・介護に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。
- (7) 医学的な見地から医療の需給状況を分析する必要があるため、臨床疫学、公衆衛生学、情報学の系統的な知識を有する医師の配置又は、同レベルの知識・経験を持つ大学の研究者等によるチームを構成していること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配

人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。

②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められる。

⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。

⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

3 業務委託の選定方法

奈良県は、病床機能分化・連携情報分析業務の業務委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得した者を受託予定者として選定する。

なお、審査にあたっては、企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により本業務の受託予定者を決定する。

4 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療企画係(県庁主棟3階)

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL: 0742-27-8645

(2) 交付期間

令和4年5月31日(火)～令和4年6月22日(水)まで

(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から17時まで)

(3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付します。

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・業務委託仕様書

- ・提出様式（様式1～様式11）及び質問票（様式12）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報）

5 交付資料の提出期限

- （1）質問票 令和4年6月8日（水）17時まで
- （2）参加申込書 令和4年6月16日（木）17時まで
- （3）企画提案書 令和4年6月22日（水）17時まで

6 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- （1）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6）奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （7）奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- （8）奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について6（契約の不締結）のいずれかに該当する事由があると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

8 手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

詳細は、病床機能分化・連携情報分析業務委託公募型プロポーザル実施要領等による。

10 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁舎主棟 3 階

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療企画係

(電話) 0742-27-8645

(F A X) 0742-22-2725

F A Xにより連絡を行う場合は、必ず到着確認を行うこと。